

平成29年度から適用される

個人住民税の税制改正

給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

平成26年度税制改正で、給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を「平成28年分は1,200万円(控除額230万円)に、平成29年分以後は1,000万円(控除額220万円)に引き下げる」とされました。

日本国外に居住する親族に係る 扶養控除等の書類の添付等義務化

平成27年度税制改正で、日本国外に居住する親族(国外居住親族)に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や個人住民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける者は、「親族関係書類及び送金関係書類を添付又は、掲示をしなければならない」とされました。

(注意1) 給与等の年末調整や公的年金受給者が、国外居住親族(16歳未満の扶養親族含む)に係る「親族関係書類及び送金関係書類」を扶養控除等申告書に添付又は掲示している場合は除く。

(注意2) 16歳未満の扶養親族を有するもので、個人住民税の非課税限度額制度(人的非課税制度)の適用を受ける者も含む。

「親族関係書類とは」

次の(1)または(2)のいずれかの書類(当該書類が外国語で作成されている場合には翻訳文を添付しなければならない)で、国外居住親族が納税者の親族であることを証するものをいいます。

- (1) 国外居住親族が日本人である場合、戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類及び当該国外居住親族の旅券の写し。
- (2) 国外居住親族が外国人である場合、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類。(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)

「送金関係書類とは」

その年における次の(1)または(2)のいずれかの書類(当該書類が外国語で作成されている場合には翻訳文を添付しなければならない)で、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度行ったことを明らかにするものをいいます。

- (1) 金融機関の書類又はその写しで、金融機関が行う為替取引により、納税者から、その国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類。(送金依頼書など)
- (2) いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、クレジットカード発行会社が交付したカードを掲示してその国外居住親族が商品等を購入したこと、及びその商品購入代金に相当する額を納税者から受領したことを明らかにする書類。(クレジットカード利用明細書など)

金融所得課税の一体化

これまで公社債等については、利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なっていましたが、平成 25 年度税制改正において、税負担に左右されずに金融商品選択できるよう、異なる税率等の課税方式の均衡化を進める観点から、株式等の課税方式と同一化することとされました。

また、特定公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等の金融商品間の損益通算範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとされました。

(所得税は平成 28 年分、個人住民税は平成 29 年度から適用されます。)

特定口座の手続き、申告関係の手続きについて、詳しくは特定口座等を取扱う金融商品取引業者等、税務署にお問い合わせください。